

大 日 帝 國 政 府

散書卅四冊

昭和十五年八月二十日

文書課長

職業局長宛

國民徵用令中改正案ノ運用ニ關スル件

(國定規格 B5 一八二×二五七種)

196 1/2

裏面白紙

大日本帝國政府

第十八条第二項ノ規定ハ職業部所管ナルモ第
一節ニ合致スルコトニ其ノ給与及扶助ノ範圍
ハ採用條件ノ範圍内ニ限ルコト
第十九条ノ二ハ労働局ノ所管ナルモ特ニ被徵用者
ニ關スル場合ハ職業部ニ合致スルコト

比

(國定規格B5一八二×二七二)

196 3/2

裏面白紙